

学校看護の歴史的考察

A Historical Study of School Nursing

藤 原 素 子

Motoko FUJIWARA

I は じ め に

筆者は看護職として養護教諭の養成に携っているが、養護教諭の仕事の基盤として看護学が位置づけられていることは養護教諭免許の必要単位数をみても理解できる。また日本においては過去に公衆衛生の立場から学校看護が特に必要とされる時期があり、学校看護婦として明確に位置づけられていたこともあった。現在においては養護教諭の養成は看護婦資格の有する者と有しない者とがあり、看護としてのとらえ方がうすれてきているようにも思われる。今回学校における看護の歴史的経過を文献より調べ学校保健の中の看護をもう一度とらえなおしていきたいと思う。

II イギリス・アメリカの学校看護の始まり

イギリス・アメリカの学校看護は地域社会における看護という考え方、つまり公衆衛生から始まったと言える。学校看護の古い記録としては、1891年にドクター・モリスが特別の教育を受けた看護婦が初等学校を定期的に巡回すべきであると提案¹⁾し、翌1892年学校看護がロンドンの学校群に取り入れられ、ナイチンゲール看護婦であるエイミー・ヒューズが最初の学校看護婦になった²⁾。彼女は「地域看護実践のヒント」を著わし、子どもの生育環境に踏み込み、学校看護を地域社会における看護婦活動としてとらえ、その威力を論じている。

アメリカにおいては、1893年にリリアン・D・ウォルドが看護婦の初めてのセツルメント、ニューヨーク市のヘンリー・ストリート・セツルメントを設立³⁾し、地域看護に取り組むようになった。その中で子ども達の非惨な状況を見、学校で看護を活用することを奨励した。ウォルドの奨励により、ヘンリー・ストリート・セツルメントのリナ・ロジャースが学校に派遣され四校の巡回と家庭訪問を行った。翌1903年にはニューヨーク市学校小児看護サービス制度を確立し、ミス・ロジャースが指導者に任命された。対象地域はニューヨーク市のスラム街であり、伝染性疾患の征圧計画を遂行した。家庭訪問、子ども及び家族への教育・簡単な治療を行い、社会の衛生状態の向上に寄与した。さらに治療を目的として診療所が学校に作られ、生徒は通学しながらケアを受けることができた。また学校看護婦は夏季には乳児を持つ母親への指導も行い、乳児死亡率の改善にも貢献した。1905年にウォルドは学校給食計画に着手、1907年には学校保健計画は拡張され「小さな母親の集い」も設けられるようになった。ここでは8歳以上

の少女が母親の役割を引き受け年下の子どもの面倒をみるもので、健康教育と実践の一環として行われ、社会にも歓迎された。

以上の事実を見ていくと、学校看護の始まりは公衆衛生看護の始まりであり、また公衆衛生看護は学校看護から拡がっていったとも言える。実際に時期的にみても、1899年にコロンビア大学教育学部で公衆衛生看護の講義が始まり、1906年にボストン教育地区看護協会が公衆衛生看護の大学院課程を設けた。さらに1910年にコロンビア大学が公衆衛生看護課程を設置している。

Ⅲ 日本における学校看護の始まり

文部省に学校衛生事項取調嘱託を置いたのは明治24年であるが、その後学校衛生課の設置(明治33年)、学校清潔方法・学生生徒身体検査規程(明治30年⁴⁾⁵⁾)が出され医学的学校衛生の形は

表1 日本における初期の学校看護の記録⁷⁾、⁸⁾

年代	配置校	業務内容
明治37年 (1904)	福岡県女子師範学校寄宿舎(舎費)	トラホームの洗眼, 点眼, 病人の看護
明治38年 (1905)	岐阜市立病院から竹ヶ鼻小学校, 笠松小学校に看護婦派出(校費)	トラホーム洗眼, 点眼
明治41年 (1908)	岐阜市高等小学校(京町小学校)に最初の専任学校看護婦(広瀬ます)を置く(市費)	児童の疾病処置, 家庭訪問, 家族の疾病予防, 依頼を受け妊婦の指導 28年間継続勤務し, 職制運動にも力を入れた
明治42年 (1909)	横浜市立横浜小, 元街小に小学校看護婦をおく(教育奨励会経費)	不明
明治45年 (1912)	大阪府堺市で学校看護婦5名採用(市費) 奈良県高田町学校看護婦1名採用(町費)	巡回によるトラホームの治療, 身体検査補助, 応急処置, 学校行事の随伴 トラホーム治療
大正元年 (1912)	佐世保市, 山形県寒河江小, 三重県上野町, 青森市, 新潟市, 姫路市, 奈良市, 秋田市, 広島市, 東京市, 神戸市等	巡回によるトラホーム治療, 身体検査補助, 傷病看護, 清潔検査, 家庭訪問
大正11年 (1922)	日本赤十字社東京支部より看護婦2名派遣, 文部省学校看護婦と称する	学校看護婦の執務に関する研究
大正12年 (1923)	大阪市, 岐阜市, 新潟市で学校看護婦全校配置に着手	

注) 文献7), 8)より作図

作られつつあった。学校に看護婦を初めて雇い入れたのは明治37年（1904）福岡県女子師範学校寄宿舎であった。^{6),7)}ここでは病床看護に従事することを目的としていた。明治38年（1905）岐阜県立病院から竹の鼻小学校、笠松小学校に看護婦が派遣され、トラホームの洗眼を主に行った。翌明治39年（1906）岐阜市高等小学校（京町小学校）に最初の学校看護婦を置き、その2代目として広瀬ますが勤務した。広瀬ますの仕事は表1のごとくであり、その活動は学校内にとどまらず、児童の家族への疾病予防指導、さらに産婆の資格を有しているため地域の妊産婦の指導、助産活動も行ってた。この活動は広瀬個人の力量によるところが大きいと考えられるが、アメリカと同じ時期に日本においても学校看護を中心として地域看護に貢献した看護婦がいた事実は意義あるものと言えるだろう。その後日本全国の各市町村で少しずつ学校看護婦が出現し、一部は巡回する形で、また一方では専属として活動している。仕事の内容はトラホームの治療・洗眼・点眼を中心としたものであるが、身体検査・救急処置・学校行事参加・欠席児童の家庭訪問が加わってきている。特に大正11年（1922）大阪市における学校看護婦の活動・位置づけ⁹⁾は特徴的であり、現在の養護教諭の仕事にも通じる内容であったと言える。学校職員として一校に駐在終日勤務し、職務内容は病気を持つ子どもの家庭環境・社会的背景を把握し健康生活のための教育指導を行った。また救急治療、身体検査、トラホーム治療補助、環境衛生巡視、健康観察、衛生調査、欠席児童の家庭訪問も行ってた。地位は学校医・教員とは別の独立した権限を与えられていた。給与は学区費から支出され、金額は一般教員と同等の待遇であった。

また欧米の公衆衛生看護の概念が日本にも取り入れられ、大正11年（1922）日本赤十字社東京支部より看護婦2名を文部省に派遣し、^{6),10),11)}文部省学校看護婦として学校看護婦の執務に関する研究を行った。大正14年（1924）には聖路加国際病院より看護婦2名がやはり文部省看護婦として公立学校の執務研究を行った。ここでは予防面を重視し、家庭訪問・衛生教育に重点が置かれた。

IV 学校看護婦の資格

大正時代にかけて全国的に学校看護婦の活動がみられたが、その職務内容が規定されたのは昭和4年（1929）文部省訓令「学校看護婦に関する件」¹²⁾となる。ここでの職務内容は疾病の予防、診療の補助、救急処置、身体検査、学校食事、運動会、遠足等学校行事の衛生事務、校舎設備の環境衛生、児童の保護、衛生訓練、家庭訪問、診療機関への同伴等である。地位は学校教員、学校医の補助者としての位置づけであった。資格に関しては看護婦資格を有するものだけに限定せず、「教育ノ実務ニ経験アルモノニシテ学校衛生ノ知識ヲ修得セル者」となっており、歯科医や薬剤師の資格を持つ者や、高等女学校卒業者に学校衛生の短期講習を行い衛生婦として任用している。函館市、札幌市、小樽市ではこの衛生婦を任用した措置が行われた。

ここで看護婦の資格の経過と合わせてみると、日本の看護教育は明治20年（1887）前後から開始されたが、国家レベルでの規定はもっと後になる。大正4年（1915）にはじめて全国的な

規制として「看護婦規則」¹³⁾が定められた。ここでは「看護婦は公衆の需に応じ、傷病者又は褥婦看護の業務を為す女子」とされている。これ以前にも一部の地方自治体で「看護婦規則」が定められており、この状況の中から看護婦が傷病者の看護として学校に派遣され始めたと言えるだろう。以上の事実から、明治後期から大正時代までは看護婦として学校に派遣または専属で勤めていたと思われるが、大正10年に東京市の衛生婦採用の頃より看護婦と異った資格の者や講習会認定による衛生婦の出現ということが言えるのではないか。

本格的な学校看護婦の養成は、昭和3年(1928)沖縄県の女子師範学校内養成所であり、大阪府も同年女子師範学校生徒中から大阪医科大学を会場にして行った衛生婦の養成である。この時点から学校看護婦の養成は師範学校生を基盤とし、看護婦とは異った方法で養成が行われている。

昭和6年(1930)満州事変勃発の頃から青少年の健康と体位に強い関心が向けられ、学校衛生も虚弱児や結核児の看護に移っていき、学校看護婦の役割も大きくなった。昭和7年(1931)には学校給食も開始されている。イギリスにおいてもポーア戦争を契機に学校保健に力を入れたという事実があり、子供の福祉というよりは国家の利益のための学校保健の発展と言えそう。この時期から学校看護婦の数は増加し、資格の向上と身分・待遇を確立することが必要になった。様々な論議の末、国民学校令として「心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クルコト」の考えを基に養護は学校教育であることが認められ、その担当者として養護訓導の名称がつけられた。昭和16年(1941)学校看護婦は養護訓導となり教育者として位置づけられた。

養護訓導の資格は無試験検定の場合、①文部大臣の指定した学校または養成所を卒業した者、②看護婦免状を有し、国民学校訓導免許状を有する者であり、試験検定の受験資格は①看護婦免状所有を基礎資格として高等女学校を卒業した者、②それと同等以上の学力の者、③地方長官において特に適任と認めたと者となっている。この資格条件をみると養成所では看護婦とは異なった教育ではあるが、資格条件からみると看護が基盤としてあると言えるだろう。

V 戦後の養護教諭の資格

戦後の食料難、体位低下、疾病蔓延の状況の中で、子どもの健康復興のため養護訓導¹⁶⁾の役割は重要であった。しかし人員が不足していたため、昭和21年(1946)あらゆるものに先んじて養護訓導試験検定臨時措置をとり試験検定を行った。さらに昭和22年(1947)学校教育法により養護教諭に改称された。昭和24年(1949)新しく教育免許法¹⁷⁾が制定された。この時の養護教諭の基礎資格は一級、二級とも看護婦免許状を必須とするものであった。これはGHQの強い勧告によるものであった。

ここで戦後の看護行政について触れると、第二次世界大戦後連合軍による占領が行われたが、連合軍最高司令部に公衆衛生福祉局があり、その看護課の初代課長にグレース・オルトが着任した。彼女はアメリカの看護制度を基本として意欲的な改革をすすめた。看護教育のレベル¹⁸⁾

アップ、公衆衛生看護の充実、厚生省及び各都道府県に看護課を設置することが打ち出され、その結果「保健婦助産婦看護婦法」の制定、厚生省医務局看護課の設置、日本看護協会の誕生という形になって現われた。保健婦助産婦看護婦法は昭和23年（1948）に制定されたが、アメリカにおけるスクールナースは看護職としての認識に立っていることから養護教諭の資格についても看護婦免許状を必須としたのである。

しかし、この看護婦免許状を必須にすることに対して文部省及び現職の養護教諭の間から強い抵抗^{19)・20)・21)}があった。数的に養護教諭不足の解決にならないこと、また何より養護教諭の身分を確立するため長年職制運動を展開し、ようやく養護訓導・養護教諭として教育者としての地位を確保してきた人々にとって看護職への転換は考えられないことであつたと思う。昭和27年（1952）に教育職員免許法が改正され、看護婦・保健婦を基盤とするコースと看護婦免許状とは無関係な養護教諭養成コースができることになった。

平成元年（1989）に教育免許法が改訂²²⁾になったが、ここでも看護婦・保健婦を基盤とするコースと看護婦免許とは無関係な養護教諭養成コースがある。四年制大学では多くは養護教諭養成課程であり、看護婦免許とは無関係なものが多い。看護婦・保健婦国家試験受験資格が得られる四年制の養護教諭養成はわずかである。

VI 考 察

学校看護の歴史的な経過を述べてみた。特に看護婦資格との関連でみてきたつもりである。これらの事実から確認できたことを以下のようにまとめてみた。

1. イギリス・アメリカの学校看護は公衆衛生の立場から始められており、学校看護を通して地域保健活動につながっていると言える。また学校看護婦として現在も看護職として活動している。
2. 日本における学校看護の始まりはトラホームの治療処置から始まっており、公衆衛生の概念の有無にかかわらず、やはり地域における伝染病の予防という形で行われている。
3. 明治後期から大正にかけては看護職として学校看護にあっていた。
4. 大正10年頃より看護婦とは別の資格の学校衛生婦が出現している。
5. 本格的な学校看護婦の養成は昭和3年頃からであるが、女子師範学校生を基盤としていた。
6. 昭和4年に文部省訓令による学校看護婦の規定がなされたが、この時の資格条件は看護婦資格を有するもののみに限定せず、教育の実務経験と学校衛生の知識を修得した者も加わっている。
7. 戦時体制に入り学校看護婦の需要が増し、地位の確立が必要になってきた。昭和16年に養護訓導として教育者としての地位が明確になる。この時の資格は看護婦の資格のある者と文部大臣指定の養成所を卒業した者となっている。
8. 戦後はGHQにより養護教諭を看護職として位置づけようとしたが、文部省と現職の養護教諭の強い抵抗があった。

9. 昭和27年に改正された教育職員免許法により養護教諭の資格条件として①看護婦免許に一年間養成を行ったもの、②保健婦免許、③看護婦免許に関りない養護教諭の養成が行われるようになった。

10. 現在も看護婦免許との関連では養成状況は同じであり、四年制大学においても看護婦免許とは無関係な養成がほとんどである。

このように日本においては最初は看護婦として学校看護にあたっていたが、その資格条件はいつも看護婦免許を要するコースと看護婦免許とは異なった養成コースの二つの方法になっており現在に至っている。但し看護婦免許を有しない養成に関しても看護学は免許法上必要修得単位として存在している。

アメリカにおいては学校看護婦は看護職として位置づけられているが、初期の段階での学校看護婦の資格条件は教育に関する基礎が要求されたとなっている。またサンフランシスコ州立大学では学校保健計画における看護婦の役割を次のように考え指導²³⁾している。

「学校看護婦の広い役割は保健に関する助言と指導を担う教育者の一人といったものであり、学校と家庭との間をつなぐものである。彼女は保健問題に関する特別の知識をもち、学校における保健チームの一員として働く。また、学校問題を両親に説明する一方で、児童の健康にかかわる両親の関心事を教師や校長に伝えるのである」

これを読むと学校看護婦の立場が看護職であるか教育職であるか規定することより、この役割を認識して職務をすすめてゆくことが大切であると考ええる。但し看護婦免許に関りのない養成では“保健問題に関する特別の知識”をより広く深くとらえる努力をしなければならないと思う。

Ⅶ お わ り に

文献により学校看護の歴史経過を調べてみたが、すでに公表された教科書や本によるものであり、原文まで目を通したのではなく流れをつかむのにとどまった。看護職としても教育職としても学校内でその地位が認められるよう大変な努力を重ねてきた事実には圧倒される。また地位、身分の保証が得られるよう職制運動も大変なものであった。現在の看護学の概念から見ると養護教諭の仕事は看護であるという思いがするが、様々な養成状況から言うと明確に言いきることはでない。しかし国際交流の必要な中で看護職として学校看護を海外の状況と合わせて見ていきたいと思う。もともと公衆衛生の中から学校保健、学校看護は始まったものであり、現在新たに地域保健法の制定がなされ地域保健の機構や枠組が変わろうとしている中で、学校看護をどう位置づけ、どう連携させていくがこれからも考えてゆく必要があるだろう。

最後に看護の歴史研究に力を注ぎ、歴史から多くを学んでこられた故渕井喜美恵先生にこの拙稿をささげます。ご冥福をお祈りいたします。

引用・参考文献

- 1) J.A. ドラン／小野泰輔, 内尾貞子訳: 看護医療の歴史, 誠信書房, 1978, P.406
- 2) W. Nash, M. Thruston, M. E. Baly: Health at School, Heinemann Medical Books, 1985
- 3) J. A. ドラン／小野・内尾訳: 前出, P.404
- 4) 白戸三郎他: 学校保健, 公衆衛生看護双書16, 医学書院, 1968
- 5) 文部省監修: 学校保健百年史, 第一法規出版, 1973
- 6) 飯田澄美子他: 養護活動の基礎, 家政教育社, 1988
- 7) 渡部喜美子: 養護訓導制度化以前の学校衛生と学校看護婦のあゆみ, 養護教諭制度50周年記念誌, ぎょうせい, 1991
- 8) 看護教諭制度50周年記念誌, ぎょうせい, 1991, P.278~281
- 9) 文部省監修: 前出, P.241
- 10) 石原明他: 看護史, 系統看護学講座別巻9, 医学書院, 1989
- 11) 文部省監修: 前出, P.242~244
- 12) 文部省監修: 前出, P.245~246
- 13) 石原明他: 前出, P.127~128
- 14) 文部省監修: 前出, P.262
- 15) 文部省監修: 前出, P.287
- 16) 文部省監修: 前出, P.427
- 17) 文部省監修: 前出, P.429
- 18) 石原明他: 前出, P.151~152
- 19) 文部省監修: 前出, P.430~431
- 20) 養護教諭制度50周年記念誌, P.34~35
- 21) 木場富喜: 養護教諭の歴史的経緯, 看護, 第36巻, 第7号, 1984
- 22) 堀内久美子: 養護教諭養成制度の変遷の概要, 養護教諭制度50周年記念誌, 1991
- 23) J. A. ドラン／小野・内尾訳: 前出, P.408